

令和6年3月5日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録

審議事項：林地開発許可について

令和6年3月19日

議事録署名人

事務局 (阿曽班長)	<p>定刻となりましたので、令和5年度静岡県森林審議会第4回林地保全部会を開催します。</p> <p>森林保全課の阿曽です。よろしくお願いします。</p> <p>本日は、個別諮問案件2件の御審議と、前回、令和5年度12月林地保全部会における指導事項への対応報告2件、包括諮問案件2件の答申報告に対し、御意見等を伺いたと思います。</p> <p>それでは、はじめに、森林保全課長の大川井から挨拶申し上げます。</p>
事務局 (大川井課長)	(挨拶)
事務局 (阿曽班長)	<p>次に、議長の専任に移りたいと思います。</p> <p>例規集にございます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第6条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
今泉議長	<p>それでは、次第に基づき審議を進めます。</p> <p>委員の皆様には、円滑に審議が進みますよう御協力をお願いします。</p> <p>続きまして、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。</p>
事務局 (阿曽班長)	<p>本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議をお願いします。</p>
今泉議長	<p>ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がおりませんので、非公開部分を分けずに審議を進めます。</p> <p>それでは、事務局から資料等の確認及び定足数について報告してください。</p>
事務局 (阿曽班長)	<p>委員の皆様には、予めメールにて送付いたしました、令和5年度静岡県森林審議会第4回林地保全部会の資料と関係例規が保存されたタブレットを机に置いております。タブレットはお手元にございますでしょうか。</p> <p>審議中、操作方法が分からない等のトラブルがありましたら、事務局の方に手を挙げてください。</p>

	<p>そのうち2件につきまして、この度、変更申請書類がまとまったことから、森林審議会に諮問するものです。残りの箇所についても、申請書類が整ったものから、森林審議会に諮問する予定となっております。</p> <p>全体の状況につきましては、今回は一覧の1の用沢と11の茱萸沢について諮問しました。残り9件につきましても随時、申請書がまとまり次第、諮問していく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
今泉議長	<p>ただいまの説明に関して、不明な点、もう少し詳しく聞きたい部分について、質問の時間を持つこととします。質問がある場合は、挙手した上で発言してください。</p>
委員	<p>制度の運用に関するととても大事な所だと思うので、2点ほど確認させてください。どういう経緯で分かったのか説明していただきたいのと、もう1つは分かる範囲で結構ですが、どうしてこのようなことになったのか、中日本高速道路(株)側の背景について、分かる範囲で構いませんので、補足していただけると助かります。</p>
森林保全課 (森主査)	<p>当時の記録を見る限りですが、ある箇所に変更許可の相談があった際に、</p>

	<p>中日本高速道路（株）が [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>
今泉議長	はい、ありがとうございます。
[REDACTED] 委員	[REDACTED] はいつでしょうか。
森林保全課 (森主査)	令和2年12月です。
[REDACTED] 委員	確認ですが、この防災工事というのは具体的に何を指すのでしょうか。
森林保全課 (森主査)	調整池と沈砂池です。
[REDACTED] 委員	[REDACTED] 並行して作っていたという理解でよろしいですか。
森林保全課 (森主査)	並行だったところもあると思いますが、具体的な進捗について、今は情報が手元にありません。
[REDACTED] 委員	なるほど。 [REDACTED] ということでですね。
森林保全課 (森主査)	[REDACTED] がありました。
[REDACTED] 委員	分かりました、ありがとうございます。
今泉議長	その他、質問等ございますか。
[REDACTED] 委員	今の関連で、今日、現地でお話を聞いていて感じたのですが、工事をやっていく上で、日程の問題や、地権者との交渉の進み具合などで、 [REDACTED]
森林保全課 (森主査)	[REDACTED]

今泉議長	その他、いかがでしょうか。
森林保全課 (大川井課長)	<p>大川井です。今の説明に補足いたします。 [redacted] が令和2年12月という話がありました。 私は令和4年度に着任したのですが、 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]</p>
今泉議長	その他ありますかでしょうか。
[redacted] 委員	<p>2点、全く違うことをお聞きしたいです。 まず1つは、令和2年に [redacted] [redacted] [redacted]</p>
事務局 (阿曽班長)	<p>ただいまの点ですけれども、 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] ということ を行っておりました。</p>
[redacted] 委員	<p>やはりそういう時には、 [redacted] [redacted] というのが1つと、それから、林地保全部会に報告があ ってもいいと思います。 [redacted] [redacted] [redacted]</p> <p>今、手続を進めているところだが、とりあえず報告いたします、 という形で報告してもらうのが良いと思います。</p>
[redacted] 委員	<p>関連して、今回対象となったのは、2つの申請ですが、これ以外 についてもまだあるということなので、今の [redacted] 委員の質問と関連 して、その辺り報告された方がいいのではないかと思います。</p>
森林保全課	<p>そこについては、ファイルナンバー06の4、 [redacted]</p>

(森主査)	<p>で一覧にしております。</p> <p>まず [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] となっております。</p> <p>防災工事が完了している2以外の箇所の状況についてですが、こちらについては、一番右の手續状況をご覧ください。現在申請書が出ている箇所については補正中、書類を整えている最中のものについては事前確認中というような状況となっております。</p>
[REDACTED] 委員	よろしいでしょうか。
今泉議長	はいどうぞ。
[REDACTED] 委員	6番と10番なんかは令和4年に提出していますが。
森林保全課 (森主査)	<p>それについては厳しく受け止めております。 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] と考えております。</p>
[REDACTED] 委員	[REDACTED]
森林保全課 (森主査)	はい、そうです。
[REDACTED] 委員	<p>事前の書類を真剣に作って欲しいというのがあります。例えば、調整池の位置が川から遠いと送水ポンプが長くなるため、近いところに変更したとありますが、それはもう中日本高速道路(株)ほどの会社で、日本中に多くの道路を作っているのであれば、事前に判断できるくらいの経験を持っているのではないかと思います。例えば、このあたりだと、スコリアがあるのはもう最初から分かっている。こんなことは土木業界ではおそらく有名なことで、そこをただの種子吹付にするというのは普通ではありえない。でも、それを申請書に書きさえすれば、今日の指導事項に対する報告で、種子吹付については在来種を検討します、吹き付けますと適当に書いとけばいいというのが、なんとなく垣間見えます。なので、実際に行われているかどうかという具体策は2か月に1度で分かるとして、その書く内容についてももう少し真剣に、何でも書いて出せばいいやと</p>

	<p>思われたら困るなというところでは、この辺についても、対策が必要かなという気はします。</p>
<p>森林保全課 (森主査)</p>	<p>そこについては、今年度から申請書を審査する側の人数も増やし、審査に注力できるような体制を整えておりますので、そういったことがないような形で進められると考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>ということは申請書を受ける側、県だけが頑張るということですか。</p>
<p>森林保全課 (森主査)</p>	<p>申請者に対しても、十分な指導をして参ります。</p>
<p>委員</p>	<p>同じ会社ですが、</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>は他にありません。</p>
<p>委員</p>	<p>そうであれば、中日本高速道路(株)の社風というか、そういうところも多分に影響しているのではないかと考えています。中日本高速道路(株)の民間企業としての社風みたいなものを、 、県としては ということを感じました。</p>
<p>森林保全課 (森主査)</p>	<p>そのとおりだと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>日本を代表するインフラ企業ですし、 気がします。</p>
<p>森林保全課 (森主査)</p>	<p>先ほど課長から話があったように、</p>
<p>委員</p>	<p>例えば、 という のはないのでしょうか。</p>
<p>森林保全課 (森主査)</p>	<p>制度上はそういったものはありません。</p>
<p>委員</p>	<p>公表することは。</p>
<p>森林保全課 (大川井課長)</p>	<p>原則公表はしていません。 もし仮に、</p>

今泉議長	<p>この後、それぞれの案件について詳しい説明があると思いますので、ひとまず全体については、このような形でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、各個別案件の説明をお願いします。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>続きまして、各案件の説明をいたします。ファイルナンバー07「林地開発調書（中日本高速道路株式会社（用沢工区）」）を御覧ください。</p> <p>本件は、個別に森林審議会に諮問した開発行為であり、本設の調整池及び沈砂池の位置を変更することから、例規集のファイルナンバー03 にあります諮問の取扱い基準第1の（2）ウに該当し、個別諮問となるものです。</p> <p>それでは、審査を行いました森林保全課から御説明します。</p>
森林保全課 (深澤技師)	(説明)
今泉議長	ただいまの説明について、不明な点、質問等ある方は挙手の上御発言の方をお願いします。
委員	どこまでが中日本高速道路（株）が独自に変えたもので、どこからが県の指導の下で変えたものかわからなかったのですが、調整地の場所を変えたというのは中日本高速道路（株）の判断ですか。
森林保全課 (深澤技師)	調整地の場所を変えたのは中日本高速道路（株）の判断です。
委員	構造等について県の指導で設計が決まった部分というのはあるのでしょうか。
森林保全課 (深澤技師)	オリフィスの構造や、水面の高さが許容放流量に関係してくるのですが、そういったところを審査する中で、基準に適合していない部分については、基準値内に収まるよう構造を変更するよう指導しております。
委員	<p>まだ許可は出していないということでしょうか。</p> <p>例えば、ここで審議して、オリフィスはもっとこうすべき、と仮になった時に、県としては、既にこうしなさいと指導しているということですね。</p>
森林保全課	はい。

(深澤技師)	
委員	ここで構造について意見が出た場合は、こういった位置付けになるのでしょうか。一応、許可したことにはなっていませんが。
事務局 (阿曽班長)	県が許可できると判断したものについて、こちらにお諮りするということになっております。
委員	
森林保全課 (深澤技師)	この調整池については[]。 [] [] []になっております。
委員	分かりました。 調整池の場所が変わったというのは、[] []ということですか。
森林保全課 (深澤技師)	当初相談を受けた時点で[] [] []本設調整池の位置、構造を変更したいとの相談を受け、今回の変更計画が提示されたという形になっております。
委員	でも、下りパーキングエリアの[] []。
森林保全課 (深澤技師)	下りパーキングエリアの調整池については、[] [] []になっております。
委員	分かりました。
今泉議長	その他いかがでしょうか 現地で見学した際に[]委員から、これはマットではなくてネットかもしれないという意見があったと思いましたがどうですか。
委員	それよりも、残置森林の面積について、森になる面積自体は増えましたということですが、残置森林が残ることと、造成した森林が残るというのでは、全く環境の意味が違ってきます。 最初から残置森林が無い計画なら仕方ないと思いますが、元々の計画から残置森林をやめましたというのはいかがなものでしょうか。 []残置森林の表土を使ってくださいとか、埋土種子があれば何千年、あるいは何万年何百万年もかけて、蓄積された人が作れない、歴史を持った土壌と

	<p>ところに出てくる。</p> <p>修景木として植えるのであれば分かりますが、造成森林の所にあえてカツラを植えるという理由が良く分らないです。コナラ、クヌギで十分だと思います。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>もともと植栽に関しては3種類以上指導していたということもありますので、それを受けて3種類入れているのかなというふうに思います</p>
委員	<p>その3種類に郷土個体を使うという話です。ここは標高的にも地質的にもカツラは難しいと思います。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>カツラ以外を検討するようということによろしいですか。</p>
委員	<p>はい。コナラ・クヌギがこのあたりの二次林の優占種ですので、それを使用すれば良いと思います。</p> <p>開発前の森林には生えていたのではないかと思います。</p>
今泉議長	<p>その他御意見ございますでしょうか。</p>
委員	<p>種子吹付が養生マットになっていますが、種子の種類は同じですか。</p>
森林保全課 (深澤技師)	<p>元々は在来種を使用する予定でしたが、養生マットに変更したことによってクリーピングレッドフェスク等の外来種になっています。</p>
委員	<p>養生マットと種子がセットになっていて外来種になったということですか。</p>
森林保全課 (深澤技師)	<p>そうです。</p>
委員	<p>元々は在来種を使う予定でしたよね。</p>
森林保全課 (深澤技師)	<p>特定の種類は記載していませんが、元々は在来種を使用する予定で、施工の際に検討することになっていました。養生マットに変更の際、バミューダグラス、チューイングフェスク、クリーピングレッドフェスクの3種に変更となっております。</p>
委員	<p>これはもう施工済みでしたよね。</p>
森林保全課 (深澤技師)	<p>一部については施工済みです。</p>
委員	<p>何を議論すれば良いのか難しいですね。</p>

<p>委員</p>	<p>例えば、審議会にこの案件と同様の資料が出てきたときに、種子吹付が本当にできるのですか、ここはスコリアなので厳しいのではないですか、と言わなければならなくなったということですよね、次からは。</p> <p>事業者はこの辺一帯をずっと工事をしているので、そういう知見は十分にお持ちの筈で、種子吹付が本当にできるのか問いかけた時の返事が、知見に基づいて返事するか、適当に答えるかというところですね。</p> <p>よく種子吹付の計画となっているので、私はできる限り郷土個体を使うこと、郷土個体を扱う業者に事前に相談することをお願いしています。これを言わなければ、今言った様な外来種の吹付になってしまうためです。</p> <p>これを言うと、事業者はやりますとおっしゃいます。会社の規模が小さいところならば無理でも仕方がないと思いますが、中日本高速道路（株）は、例えば緑化学会誌などに様々な報告もしており、知見も十分にあり、やるべきことも分かっているにもかかわらず、やっていないということになると、今回、何を言ったらいいのか分かりません。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。今までどおり、基本的に在来種にしてくださいと言った時に、指導事項への報告案件もこのような意見を言っていたと思いますが、外来種になってしまったという案件が出てきたときに、議論することがないですよね。</p> <p>それで、今回は仕方がないとしてしまって良いのか、違和感がありますよ。すべて緑化は済んでいるのでしょうか。</p>
<p>森林保全課 (深澤技師)</p>	<p>まだ緑化していない箇所もあるかと思いますが、その部分について、在来種に変更できないかというのは指導としてやりようがあると思います。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>よろしければ、今まで出た意見の取りまとめに入りたいと思います。個別質問の説明に入る前に、[] についての御意見も頂いたと思うので、このことについて指導事項に盛り込んでいけたらと思います。私が考えた文案を述べさせていただきます。</p> <p>修正意見があれば教えてください。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>まずは一つの問題点として、[] [] ところがあると思います。なので、[] [] という指導事項がいいかと思います。[] [] 必要であ</p>

	<p>ると思います。</p> <p>例えば、 </p>
事務局 (深澤技師)	<p>変更の際、許可が必要になるものと、届出で済むものがあるので、変更手続と変更しても良いですか。</p>
今泉議長	<p>はい。</p>
今泉議長	<p>個別質問の前に頂いた意見を簡単に集約すると、このような内容になるかと思いますが、委員の先生方から何か御意見あるでしょうか。本来は当たり前のことなのであえて言うことでもありませんが、今までの経緯からすると改めて言うておくことが良いかと思いません。</p>
今泉議長	<p>先ほどの議論で緑化の種類についての御意見もありましたので、今後の緑化工事施工箇所については、郷土種を優先して使用すること。</p> <p>郷土種というのは、カツラがここの地域の郷土種ではないというのを含めた意味合いを持たせたつもりです。</p>
今泉議長	<p>そのほかいかがでしょうか。</p>
今泉議長	<p>2つ目の意見を付帯意見にするか、指導事項にするか、考える必要があります。今まで郷土種を使用することというのは、指導事項とすることが多かったように思います。</p>
委員	<p>変更手続前に実施していることを踏まえ、私はこれを付帯意見に上げていただきたいです。</p>
今泉議長	<p>ほかに何か御意見ございますか。</p>
委員	<p>下流に危険がある場合の話がありましたが、実際に沈砂池が無かったことで、ある程度の泥水がそのまま川に流出することや、吹付けた外来種の種子が流れていく可能性はあるのでしょうか。</p>
森林保全課 (深澤技師)	<p>この現場については、基本、掘割で窪地になるような形なので、普通の工事と比べるとそこまで土砂が流れることはなかったと思いますが、一部については、やはり流れて行ってしまったものもあると思います。</p>

<p>委員</p>	<p>このような場合、再発防止策をしっかりと考えることとなりますが、その時に何が問題であるか、分からない人にとっては分からないと思います。</p> <p>。なので、何が問題であったのか、なぜ駄目なのかということも、ちゃんと説明した方が良いと思います。</p> <p>そうしないと、という様に聞こえなくもないです。</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>何が問題なのかということの中日本高速道路（株）の幹部に伝えるようにしていくということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。中日本高速道路（株）はあまり分かっていないような気がします。</p>
<p>委員</p>	<p>その結果、県がどうしたかという、森林組合などを集めて、説明、周知する場を設けました。</p> <p>ここも1社だけではなく、そのようなことをするのも1つの方法ではないかと思いました。</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>周知については、なぜこういうことになるのかと、皆様を感じるのとは当然のことであり、それは当然我々も同じことを感じております。</p>
<p>委員</p>	<p>具体的に何が起こり得たのかということが伝わらないと、あまり響かない気がします。</p> <p>実際に下流で外来種が増えているわけでもなければ、泥水で困っているわけでもないということで難しいところですが、結果なんとかならないこともあるので、分かりやすく伝える必要があると思います。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>では、1つ目の個別諮問案件については、以上の内容の付帯意見でよろしいでしょうか。</p>

今泉議長	<p>答申の取りまとめをしたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <p>●</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <p>・ 今後の緑化工事施工箇所については、郷土種を優先して使用する以上の付帯意見を付した上で、議案、駿東郡小山町用沢における道路の新設事業に係る林地開発許可申請については、「森林法第 10 条の 2 第 2 項の各号の規定に該当しないと認められる」ということで、答申をしたいと思います。</p>
今泉議長	<p>ここで、10 分間の休憩といたします。14 : 55 に審議を再開します。</p>
	<p>(休憩)</p>
今泉議長	<p>定刻となりましたので、審議を再開いたします。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>ファイルナンバー08「林地開発調書(中日本高速道路株式会社(茶黄沢))」を御覧ください。</p> <p>本件は、個別に森林審議会に諮問した開発行為であり、本設の調整池及び沈砂池の位置を変更することから、例規集のファイルナンバー03 にあります諮問の取扱い基準第 1 の (2) ウに該当し、個別諮問となるものです。</p> <p>それでは、審査を行いました森林保全課から説明いたします。</p>
森林保全課 (森主査)	<p>(説明)</p>
今泉議長	<p>ただいまの説明に関して、不明な点、もう少し詳しく聞きたい部分について、質問の時間を持つこととします。質問がある場合は、挙手した上で発言してください。</p>
●委員	<p>地元からの要望として、農業用水と本線上の雨水処理を確実に区分すること、というのがありました。今日現場で 2 つ穴がありましたが、あれでどのように雨水を区分しているのでしょうか。</p>
森林保全課 (森主査)	<p>本線からの水は、図面真ん中あたりにあるオイルトラップのところから調整池に入ります。それで 2 つある柵のうち 1 つは調整池からの水を河川に流すものです。もう 1 つは対岸や側道から水を引いてくるものです。</p>
●委員	<p>農業用水の付け替えは事業区域外で行っているということですか。</p>

森林保全課 (森主査)	そうです。
委員	そうすると、本線や側道からの水は農業用水に混ざらないということですか。
森林保全課 (森主査)	はい、集めた水は農業用水ではなく、河川に流すようにしています。
今泉議長	そのほか御意見はありますか。
委員	低木のヒラドツツジ、ユキヤナギ、レンギョウは、地元から要望があったということでしょうか。
森林保全課 (森主査)	地元と話をしながら決めたと聞いています。地元から具体的に要望があったのか、中日本高速道路(株)から提案して了承を得たのかは分かりません。
委員	地元の同意はあったということですね。
森林保全課 (森主査)	はい。
委員	緑化樹種の管理は誰が行うのでしょうか。
森林保全課 (森主査)	中日本高速道路(株)が行います。
委員	ここは工事の時に
森林保全課 (森主査)	
委員	河川のところには土砂流出のネット柵が外れていたのはなぜでしょうか。
森林保全課 (森主査)	河川の改修工事があったため、一時的に外しています。
委員	河川改修がされていない部分のネット柵がなかったのはなぜでしょうか。土が流れ放題ではないのでしょうか。
森林保全課 (森主査)	おそらく改修の際に撤去したものと思われます。
委員	指導されたにもかかわらず、そのようないい加減な対策しかしていないと捉えられてしまう。どうすれば良いのかわかりませんね。
森林保全課 (森主査)	撤去した分については、改めて設置するよう指導していきたいと思います。

委員	許容放流量はどうやって決めるのですか。
森林保全課 (森主査)	簡単に申し上げますと、森林だったところを開発すると、開発前に比べて雨の時により多くの水が出るようになります。その差を溜めるのが調整池で、森林があった時の流量が許容放流量です。
委員	一方で余水吐は0.427m ³ /s以上なので、大雨の時は全部出すということですよ。
森林保全課 (森主査)	100年確率の雨が降った際には、余水吐から流すようになっています。
委員	オリフィスで絞っているが、いざという時は、調整池から雨水が溢れないように、余水吐から流すということですね。
森林保全課 (森主査)	はい。外には溢れないようにしています。
委員	分かりました。 なぜ許容放流量が変わったのでしょうか。
森林保全課 (森主査)	調整池の位置が変わったことで直接放流の面積などが若干変わったためです。
委員	流域は変わっていないということですか。
森林保全課 (森主査)	隣の流域との若干の出入りがありました。
委員	変更でオリフィスを絞ることになっているにも関わらず、必要容量が小さくなっていることが疑問です。調整池の受け持つ流域が変わったということでしょうか。入ってくる量が減っていることになりましたが、それは正しいのでしょうか。
森林保全課 (森主査)	事業区域からの許容放流量は決まっており、直接放流量の変動により、事業区域からの許容放流量から直接放流量を差し引いた調整池からの許容放流量は調書の計画値となっています。
委員	基準は満たしているのですが、例えば言うと、大きなダムを造る予定だったのに、小さいダムになったみたいな話なので、前の方が効いたのではないかと思います。
委員	図面のピンクの部分がどこか別の流域に行ってしまったということでしょうか。
森林保全課 (森主査)	隣の流域に流します。造成の結果、勾配等が変わって隣の調整池の方にいれるようになったというものです。
委員	その分調整池が小さくなったということですか。

森林保全課 (森主査)	そうです。
委員	隣の河川の負担は増えているということですね。
森林保全課 (森主査)	その分、オリフィスを絞ったり調整池容量を増やしたりします。
委員	そうすると、調整池のトータルで見ると、能力は落ちていないということですか。
森林保全課 (森主査)	そうです。市の河川管理者との調整も行い、放流量等を決定していますので、安全上問題ありません。
委員	分かりました。
今泉議長	そのほかご意見ございますでしょうか。 では、答申の取りまとめに移りたいと思います。 先ほどの議論で出てきた御意見としては、河川への土砂の流入対策が、不十分な部分があるところだったかと思えます。 工事中の河川への土砂流入を防ぐため、ネット柵を設置するなどして、最大限の努力を行うことというような内容になるかと思えます。
委員	防ぐために設置したネット柵が、しっかりと機能するように、維持する、でしょうか。
今泉議長	事業区域から河川への土砂流出を防ぐため設置したネット柵が機能するよう、維持管理に努めること、でしょうか。
今泉議長	これは指導事項かと思いますが、いかがでしょうか。
今泉議長	その他御意見ございますでしょうか。
委員	先ほどの用沢工区で書いていただいたことがそのまま当てはまるのではないかと思うので、それを転記した方が良いのかと思いました。 要するに、 ってということに対するメッセージは、ちゃんとここにも書いといた方がいいと思いました。
今泉議長	ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。 では用沢工区の付帯意見と同じ内容を、茱萸沢工区でも付帯意見としたいと思えます。
今泉議長	では、個別質問の2件目について、答申を取りまとめたいと思

	<p>ます。</p> <p>付帯意見として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [REDACTED] <p>指導事項といたしましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域から河川への土砂流出を防ぐため、設置したネット柵が機能するよう、維持管理に努めること。 <p>以上を付帯意見、指導事項とした上で、御殿場市茱萸沢における道路新設に係る林地開発許可申請については、「森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」ということで答申いたします。</p>
今泉議長	<p>それでは続いて、包括諮問案件の説明および答申報告をお願いします。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>資料はファイルナンバー09 答申報告一覧、及び、ファイルナンバー10、11の各案件の林地開発調書等となります。</p> <p>まず、はじめに、審査を行ないました各機関から計画内容・審査結果について説明し、その後、事務局から答申内容を報告いたします。</p> <p>今回は2件、報告いたします。</p> <p>ファイルナンバー10、掛川市上内田における「土石の採掘（砂利）」について審査機関である中遠農林事務所から説明いたします。</p>
中遠農林事務所 (平尾主査)	<p>(説明)</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p> <p>また、指導事項として、「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること」を付しています。</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>次に、ファイルナンバー11、伊豆市徳永における「土石の採掘（採石）」について審査機関である東部農林事務所から説明いたします。</p>
東部農林事務所 (小林技師)	<p>(説明)</p>
事務局 (阿曾班長)	<p>本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。</p>

	<p>また、指導事項として、「最終残壁が完成した箇所から、順次緑化計画に従い緑化すること」を付しています。</p> <p>報告は以上です。</p>
委員	<p>事前に自然環境保全条例のところの項目の保全計画書を提出し、回答待ちということですが、その計画書は、 この内容 という内容 ですか。</p>
東部農林事務所 (小林技師)	<p>そうです。今回新たに、令和4年から調査に入り、それによって この この ということになっております。</p>
委員	<p>自然環境保全条例は結んだということですか。</p>
東部農林事務所 (小林技師)	<p>元々結んでおり、事業計画の変更届出をしたということになります。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
今泉議長	<p>そのほか御意見、質問ございますでしょうか。</p>
委員	<p>聞き逃したかもしれませんが、2つ目の案件で、開発しながら調整池を作っていくという説明がありましたが、その辺りについて、今の調整池の容量は、現在の開発に対しては十分なののでしょうか。</p>
東部農林事務所 (小林技師)	<p>はい。</p>
委員	<p>今後、開発を進めると、容量は足りなくなるということですか。</p>
事務局 (森主査)	<p>許可期間中は容量を満たしております。更新許可の際に拡大する場合には、調整池について再計算します。</p>
委員	<p>今回の審査に関わる部分については、今のサイズで大丈夫だということですか。</p>
東部農林事務所 (小林技師)	<p>5年間の開発区域内では、この容量で満たしております。</p>
委員	<p>はい、分かりました。</p>
委員	<p>No. 10 の7ページ目について、形質変更区域というのは、黄色の破線かと思いますが、A調整池の右側という理解でよろしいでしょうか。</p>

中遠農林事務所 (平尾主査)	形質変更の範囲は、黄色の破線の範囲になっておりまして、黄色の実線から破線までが、今回形質変更を拡大する範囲となっております。
■■■委員	次のページの 8/8 を見ますと、拡大範囲が一番広いところが右下に描かれておりますが、等高線からここの地形が良く分かりません。なぜそんなことを気にするのかといいますと、空中写真でいうと黄色の拡大した分で、残りの事業区域との間がすごく狭くなってきてしまって、どういう形状になるのか、これが崩れないのかということがすごく気になりまして、等高線を見たいのですが読み取れません。ここは自然地形じゃないのでしょうか。
中遠農林事務所 (平尾主査)	自然地形もありますが、土石の採掘を過去に行った箇所もあるため、道のようなものもあります。等高線が混んでいる箇所のことでしょうか。
■■■委員	そうです。
中遠農林事務所 (平尾主査)	確認してご報告いたします。
■■■委員	工事完了後の勾配が 45 度になるということでしたか。
中遠農林事務所 (平尾主査)	そうです。今回切る現地の土質が固く締まった砂利ということなので、45 度で斜面を作っていきます。
■■■委員	等高線からは、既に崖になっているようにも見えて、ここから切っていくと、45 度の斜面を作れるのか少し疑問です。 この等高線だけでは勾配がわからないので何とも言えませんが。これは今すぐ答えるのは難しいと思うので、また御確認の方お願いします。
中遠農林事務所 (平尾主査)	承知いたしました。今の御質問というのは、等高線を見る限り、急峻なところを 1:1.0 で切っていけるのかということでしょうか。
■■■委員	私はそうです。
■■■委員	私の方は、そこまでギリギリまで切って反対側に崩れないかという不安です。
中遠農林事務所 (平尾主査)	承知いたしました。
今泉議長	そのほか御意見ございますでしょうか。

今泉議長	では、指導事項、付帯意見を新たに付けるということではなくても大丈夫でしょうか。
今泉議長	以上で、包括諮問の質疑応答は終わります。
今泉議長	続きまして、事務局から、今後の答申に付す意見について、説明をお願いします。
事務局 (澤原主任)	<p>今回、委員の皆様にご意見を頂きたい内容は、審議会から答申を頂く際に付される意見について、指導事項と付帯意見に分かれていたものを、付帯意見に統一したいというものです。</p> <p>審議会では、委員の皆様へ、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすのか、答申と合わせ、技術的、専門的な見地から、指導事項、付帯意見として御意見を頂いていたところです。</p> <p>この指導事項、付帯意見の区分については、特に重要な意見を付帯意見、それ以外の意見を指導事項としていましたが、これらの区分の明確な定義はなく、また、運営上も、判断に迷う場合があるなど、課題がありました。</p> <p>そこで、今後の運用では、審議会からの意見を付帯意見に統一したいと考えております。</p> <p>しかし、頂く御意見の中には、内容が特に重要なものがあります。この意見の「重み」を明確にするために、付帯意見の内、特に重要なものは、「特に重要な意見」として明示することを考えております。</p> <p>ここでいう、「特に重要な意見」とは、特定の条件等に当てはまるものではなく、案件の内容を総合的に判断し、各委員の専門的見地から、開発を進める上で防災や環境面で、特に注意を払うべきと判断する内容となります。</p> <p>例えば、開発規模が大きく、防災計画に特に注意を払う必要がある内容などがあげられます。</p> <p>なお、この区分の統一により、御審議頂く内容、頂く意見はこれまでと変わりません。</p> <p>付帯意見に統一することで、円滑に、かつ率直な意見を頂けるようになると考えております。</p> <p>答申後について、許可権者は、この審議会からの意見の「重み」も含めて、許可条件や指導事項を検討し、事業者へ、許可、指導を行います。</p>

	<p>指導の結果については、これまでと同様に、次回の審議会で、委員の皆様へ報告いたします。</p> <p>具体的な流れとしましては、これまでと同様に、議長に意見を取りまとめていただいた上で、その意見の中で特に重要な意見とすべき意見を決めていきます。</p> <p>議長から、その意見を発言した委員の方に、特に重要な意見とすべきかどうか問いかけていただきます。</p> <p>問いかけがありましたら、委員の方は、特に重要な意見とすべき場合は、その旨発言を頂く形をお願いしたいと考えております。</p> <p>この際、改めて、その理由なども御発言いただけると、より正確に意見の内容が伝わるため、こちらをお願いできればと考えております。</p> <p>以上のような流れで特に重要な意見を取りまとめた上で、答申とともに御意見を頂きたいと考えております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>この内容で御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。</p>
今泉議長	<p>今まで答申の際には、付帯意見、指導事項という区分で運用しておりましたが、これを付帯意見として統一するという提案です。ただ、案件により、それぞれの意見ごとに重要度が違うと思いますので、特に重要なものについては、特に重要な意見として、答申の中で明確にする、そういった提案になります。ただいま内容について御質問、御意見ございますでしょうか。</p>
委員	<p>確認ですが、今までは本当に慣例だったのでしょうか。</p>
事務局 (澤原主任)	<p>ルールに書いてあるのは、付帯意見の取り扱いだけになります。</p>
委員	<p>例えば、緑化に関する意見が、ある案件では、通常の付帯意見で、ある案件では特に重要な意見、となっても大丈夫ということですね。</p>
事務局 (澤原主任)	<p>そうです。同じ緑化に関する意見であっても、開発内容により重要度が変わるかと思しますので、問題はないと考えます。</p>
委員	<p>変えたことで事業者側の混乱は考えなくてもいいのでしょうか。</p>
事務局 (澤原主任)	<p>はい。審議会から県、移譲市が意見を受け取って、県、移譲市から事業者に対する指導や、許可条件をつけることになります。今回の変更は審議会と県、移譲市の間での運用が変わるのみであり、事業者に対しては、県、移譲市から許可条件を付したり、指導を行うこととなるため、影響はないというような形になります。</p>

委員	書いた文章をそのまま見ることはないのでしょうか。
事務局 (澤原主任)	審議会から頂いた意見と同じ文章を事業者に伝えます。
委員	特に重要な意見という項目を作るのか、太字としたり、下線を引いて、※印で下線部は特に重要な意見である、とするのか、そのあたりはまだ決まってないのでしょうか。
事務局 (澤原主任)	まだ決めてはませんが、趣旨は明確にどれが重みのある意見かというものを示すものになるので、はっきりとわかるよう、項目を分けて示すことを考えています。
委員	お任せはしますが、下線の太字などにし、その部分が特に重要であるというように書いた方がいいのかなと思います。項目を分けた場合、特に重要な意見なしになってしまうわけですね。特に重要な意見がない場合、その他に書いてある意見がおまけみたいな感じになってしまう。そうすると、特に重要な意見なしというわけにもいかないですね。
事務局 (澤原主任)	意見の示し方は事務局で検討し、たたき台ができたらまた皆様に、御連絡を差し上げたいと思います。
今泉議長	そのほかご意見ございますでしょうか。
今泉議長	事務局は、次回以降の審議会に向けて準備をお願いします。
今泉議長	最後に、事務局から連絡事項として、次回の林地保全部会について説明してください。
事務局 (阿曾班長)	<p>例規集のファイルナンバー04「森林審議会林地保全部会の林地開発許可審議の取扱い基準」の1を御覧ください。</p> <p>「部会は、年間数回定期的に開催し、その開催日は、委員の協議により前年度内に部会長が定める。」と規定されています。</p> <p>来年度の林地保全部会につきまして、事務局から、例年と同様に、6月、9月、12月、3月の計4回開催することを提案します。開催日は、事前に調整しますが、希望の曜日はありますでしょうか。</p> <p>(各委員の予定を確認)</p> <p>それでは、第2月曜日を基本に設定したいと考えております。</p>
今泉議長	それでは、事務局からの提案のとおり来年度の林地保全部会を開催することにします。なお、事務局は、各委員の都合を事前に確認してください。

<p>今泉議長</p>	<p>では、これで本日の審議を終了いたします。事務局は、個別諮問案件への付帯意見、指導事項に対する事業者の回答などを、次回の部会の席上で報告してください。</p> <p>また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である ■■■ 委員の署名を受けてください。</p>
<p>今泉議長</p>	<p>それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただき、事務局にお返ししたいと思います。</p>
<p>事務局 (阿曾班長)</p>	<p>今泉部会長、ありがとうございました。</p> <p>最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の大川井から皆様に、お礼を申し上げます。</p>
<p>事務局 (大川井課長)</p>	<p>(挨拶)</p>